

官民連携による地域活性化のための基盤整備推進支援調査費補助金交付要綱

< 補 足 説 明 >

1. 通則

官民連携による地域活性化のための基盤整備推進支援調査費補助金（以下「本補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び国土交通省所管補助金等交付規則（平成12年総理府・建設省令第9号）によるほか、この要綱に定めるところによる。

2. 目的

本補助金は、地域の経済団体等の多様な主体が地方公共団体（都道府県、特別区及び市町村（一部事務組合及び広域連合を含む。）。以下「補助対象者」という。）と連携して策定する広域的な地域戦略に資する基盤整備事業を推進するために必要な調査（以下「補助対象事業」という。）に要する経費の一部を国が補助することにより、当該基盤整備事業の計画段階から実施段階への円滑かつ速やかな移行を図り、民間の活力を最大限に活かすことを目的とする。

3. 定義

- 「基盤整備事業」とは、社会資本整備重点計画法（平成15年法律第20号）第2条第2項の社会資本整備事業（国土交通省の所管に係る事業に限る。）をいう。
- 「民間事業者等」とは、広域的な地域活性化に資する事業活動^{*1}を行う民間事業者、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、特例民法法人、協同組合、企業組合、特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。）、学校法人、特殊法人、認可法人、独立行政法人及び協議会等（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあり、事業実施及び会計手続を適正に行うことができる体制を有しているものに限る。）をいう。

※1 広域的な地域活性化のための基盤整備に関する法律（平成19年法律第52号）に規定される「広域的特定活動」と同等の活動を想定。

4. 補助対象事業の要件

- 補助対象事業は、基盤整備事業を推進するために必要な調査^{*2}であって、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。
 - 国土形成計画法（昭和26年法律第205号）に基づく広域地方計画等において定められた方針、目標、施策に調和したものであること。
 - 地域の住民等の意見を反映するための手続を経て策定された広域的な地域活性化に関する戦略^{*3}の実現に資する基盤整備事業であって、補助対象者が行うものに関するものであること
 - 民間事業者等が行う事業活動^{*4}と一体的に基盤整備事業を推進することにより、効果的・効率的な基盤整備事業の実施が図られること
 - 基盤整備事業の実施段階においては、社会資本整備総合交付金の基幹事業等^{*5}として実施が可能なるものであること
- 国土交通省所管の補助金等に係る他の予算科目により補助の対象となる内容の調査^{*6}に対しては、本補助金を充当しないものとする。^{*7}

※2 「調査」の内容は以下の通り。

- データ収集：地形、地質、交通量、環境等に関する調査
- 概略設計：インフラ施設の基本的仕様の検討、概略設計図、パース作成、概略事業費の検討等
- 整備効果の検討：インフラ整備による効果、便益、経済効果等の検討
- ①～③に関連して必要なその他の調査

※3 「戦略」は、本事業の実施に先立ち新たに策定された戦略のほか、パブリックコメント等地域住民の意見を反映する手続を経て策定された地方公共団体のマスタープラン等、既存の戦略でも可。

※4 例えば、集客施設や工場等の生産・物流拠点、研究開発拠点の整備等といった設備投資、観光面での認知度向上や普及啓発などといったソフト対策等を指す。

※5 「等」には個別補助金により実施される基盤整備事業を含む一方、社会資本整備総合交付金の効果促進事業は含まない。

※6 具体的には、地方整備局等に確認すること。

※7 補助事業者は応募に先立ち、国土交通省等関係機関が実施する調査との重複等が生じないよう、予め確認又は調整を行うこと。

※8 本補助金は明許繰越費である。

5. 実施期間

補助対象事業の実施期間は、原則当年度限りとする。^{*8}

6. 補助金の額

国は、予算の範囲内において、補助対象事業に要する経費のうち、本補助金の交付の対象として国土交通大臣（以下「大臣」という。）が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内において、1/2以内を補助することができる。

7. 交付の申請

補助対象者は、本補助金の交付を受けようとするときは、交付申請書（様式1）を大臣に提出しなければならない。

8. 交付の決定

- (1) 大臣は、7. の申請に係る補助対象事業が適当であると認めるときは、本補助金の交付を決定し、交付決定通知書を補助対象者に通知するものとする。
- (2) 大臣は前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。
- (3) 7. の申請書を受理後、交付を決定をするまでに通常要すべき標準的な期間は30日とする。

9 交付決定の変更等の申請

- (1) 補助対象者は、補助対象事業の内容又は補助対象経費の配分について変更しようとするときは、軽微な変更を除き、あらかじめ大臣の承認を受けなければならない。
- (2) 前項の軽微な変更は、補助対象事業の内容に著しい変更が生じないものであり、かつ、本補助金の額に変更が生じないもの^{※9}とする。
- (3) 補助対象者は、前項の規定による承認を受けようとするときは、交付決定変更申請書（様式2）を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

10 交付決定の変更及び通知

8. の規定は、前条の場合に準用する。

11. 申請の取下げ

補助対象者は、交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があることにより、本補助金の交付申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から起算して30日以内に、その旨を記載した書面（様式3）を大臣に提出しなければならない。

12. 実績報告

補助対象者は、補助対象事業が完了した日（補助対象事業の廃止の承認を受けたときは、それを受けた日）から起算して30日以内又は翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、完了実績報告書（様式4）により大臣に報告しなければならない。

13. 補助金の額の確定

大臣は、12. の完了実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、交付すべき本補助金の額を確定して、補助対象者に通知するものとする。

14. 補助金の支払い

- (1) 本補助金の支払いは、13. の規定により交付すべき本補助金の額を確定した後に行うものとする。ただし、必要があると認められる場合には、概算払をすることができる。
- (2) 補助対象者は、前項の規定により本補助金の支払いを受けようとするときは、補助金精算（概算）払請求書（様式5）を大臣に提出しなければならない。

15. 補助対象事業の中止等

補助対象者は、補助対象事業の中止又は廃止をしようとする場合は、その旨を記載した書面（様式6）を大臣に提出し、承認を受けなければならない。

16. 補助金の経理

補助対象者は、補助対象事業の経理について、補助対象事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を補助対象事業の完了した日の属する会計年度終了後5年間保存しなければならない。

17. その他

この要綱に定めるもののほか、本補助金の交付に関して必要な事項は、大臣が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

※9 4. に定める補助対象事業の要件等を満たしているか改めて確認する必要が無く、かつ、本補助金の総額も変更する必要が無い程度の変更を想定。